

# 鳥取縣公報

## 告 示

### ◆鳥取縣告示第二百三十五号

昭和二十六年度第一回医薬品販売業者認定試験を次の通り施行する。

昭和二十六年五月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

試験の種類、科目、日時及び場所

学說試験

試験科目 藥事に関する法規

医薬品の性状、貯蔵方法及ベ取扱上の注

日 時 昭和二十六年六月二十日（水曜日）

午前九時より十二時まで

場 所 鳥取市中央保健所

実地試験 医薬品の実物鑑定及び取扱方法

日時、場所は学說試験合格通知書を発送するとき決定

志願者は昭和二十六年六月十日までに受験願書に試験手

数料参百円を添えて所轄保健所宛提出すること。

### ◆鳥取縣告示第二百三十六号

昭和二十六年度毒物劇物取扱者試験を次の通り施行する。

昭和二十六年五月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

試験の種類、科目、日時、場所

筆記試験

毒物及び劇物に関する法規

毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方

法。但し農業用のみ受験するものの毒物及

び劇物の範囲は別記の通りとする。

00898

## 實地試驗 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

但し農業用のみ受験するものの毒物及び劇物の範囲は別記の通りとする

期 日 昭和二十六年六月十九日(火曜日)

午前九時より午後四時まで

場 所 鳥取中央保健所

志願者は昭和二十六年三月六日鳥取縣規則第九号毒物及び劇物取締法施行細則を参照して昭和二十六年六月十日までに受験申請書に受験手数料五百円を添えて所轄保健所に提出すること。

昭和二十六年五月二十二日印刷  
昭和二十六年五月二十二日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月六日可五日)  
第三種郵便物認可

印 癸 行 鳥 取 県  
刷 鳥 取 者 県  
所 県  
鳥 取 市  
鳥 取 市  
東 町  
縣 印  
所 縣